

令和3年度 9月定例農業委員会総会議事録

日時 令和3年 9月 6日(月) 午前9時
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 23人 欠席者 1人

議席番号	委員氏名	出席	議席番号	委員氏名	出席
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	出席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (5件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
 委員会決定分(49件)

議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について
 委員会決定分(1件)

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 委員会認定分(1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より9月の農業委員会総会を開催します。まず始めに先月11日から15日迄の大雨豪雨によりまして農業委員の皆様または知人、関係者の方におかれまして住居あるいは農地に多大な被害を受けられた方もおられると思いますので、農業委員会としましてもお見舞いを申し上げたいと思います。現在の出席委員は23名、欠席委員は1名で、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

先だってからの農地利用状況調査、全体調査と中原校区、北茂安校区は終わっております。明日からは三根校区となっておりますので、よろしくお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について |
| 議案第5号 | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |
| その他 | |

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 1件 面積 4,579㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月25日に事務局、〇〇委員、〇〇委員、私の5名で現地確認を行いました。現在、〇〇氏が申請地を耕作されており、他の農地も適切に耕作されてあることから問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人が2名になっていますが縁故関係にあたられるのでしょうか。

事務局

補足説明を先にすべきでしたが、この申請地は中津隈にある〇〇神社の祭田であり、代々氏子である区長さんが名義者になられてありました。申請人であるお二方について

は現在区長を退いておられます。また、申請地は祭田であることから今まで耕作されてありましたが、なかなか作り手を探すのが難しくなって来たと氏子さん達から意見が出て、神社側より売却したいとの話が1年半前よりあり、地区の農業者の方々と話し合をされてこられ、今回の申請に至ったわけですし、申請地の一角に携帯の基地局が設営されており、賃貸料が発生していたわけですが、今回所有権が〇〇氏に代わっても賃貸料は神社へ支払うということで協議がなされています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

本件は事務局、〇〇委員、私の3人に、さらに水路が土地改良区に絡みもあることで、立ち会って頂き8月23日に現地確認を行いました。申請人は2月に農振除外の申出をされ許可がおり今回申請地の売買に至っています。10ページでの右側の水路を左に曲がって真っすぐに護岸工事をして蓋をかぶせ、9ページでみるように入入りしやすいようにする予定です。農地的には何ら問題もありませんし安全確保のため良いではと思われれます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

ここの土地は1.5メートル位高くなっていると思いますが、全部低くするという事ですか。許可はいらないのですか。

〇〇委員

申請地は転用の売買なのでいらないと思います。

事務局

〇〇委員さんが言われましたように、通常の転用行為で敷地を造成するのに、土を盛ったり削ったりするのに許可は必要ありません。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月25日に事務局と〇〇委員、私の3人で現地確認を行いました。駐車場ということで特段支障はないと思われそうです。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

航空写真での申請地の場所が間違っていないですか。

事務局

航空写真の赤枠してある申請地は間違いで、南に一段下がった場所に訂正をお願いします。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

8月23日に事務局と〇〇委員、私と4人で現地確認を行いました。この申請は、アロマセラピーサロンへ行くのに、本来ならば17ページの左下、スロープコンクリート部分より入る予定だったのですが、話がうまくいかず、右下水門の南に設けて行かれるようにしました。ここの申請は以前されており追加申請になるかと思っています。

事務局

ここは以前に5条許可申請があり、26ページの航空写真でみると今回申請の赤枠の上部にある建物に沿って北側にアロマセラピーサロンを作るといことで〇〇委員の言われるように許可になっている場所があります。今回はサロンへ来られるお客様の駐車場と進入道路になっています。

〇〇委員

農地として水路関係に問題はないと思われ
ます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございま
した。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたしま
す。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議
案第2号3について許可相当とすることに賛
成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については
、申請どおり許可相当の意見を付して、
町長に送付します。続きまして、議案第2号
4農地法第5条の許可申請について、事務
局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農
地転用許可申請について、申請人の住所、
氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地
区分等や農地転用許可基準の判断理由につ
いて説明を行い、周囲の状況が判る付近見
取図、字図、土地利用計画図などにより計
画内容を説明する。

事務局

西側隣接農地(畑)の同意に関する補足説
明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

8月25日に事務局、担当委員2名で現地
確認を行いました。
19ページを見ていただきますと、水路は南
側の水路、パイプラインは2141-4でと
まっているため問題はないと思われま
す。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

27ページの航空写真に申請地の農地を赤枠、宅地を青枠で囲んでありますが、段差はないのでしょうか。一括して新築住宅が建つと思うのですが。

事務局)

青枠は既存の宅地ですので若干高いだろうと思われれます。

〇〇委員

ここ申請地はフラットになるわけですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号5農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

事務局と地区担当委員2名で現地確認を行いました。

申請人の一人である〇〇さんは、現在息子さん夫婦が近所に住んでおられますが、両親は施設や入院とされており、本家を管理することが出来ないということで、自宅前のせんじや畑から本家、裏の畑まで合わせて全て売却したいと相談をされ申請人のもう一人の〇〇さんも〇〇家の北脇にある畑を〇〇家の売却に追随することにしたそうです。水路も従前の南側の水路を使用しますし、上の畑についても是非開発してくれとの要望です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	49件	所有権移転	0件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数	貸借権	1件
------	-----	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

8月25日に農業委員4名と事務局2名とで現地確認を行いました。会長の説明によりますと、区長を数十年前に白石地区半分から右側の〇〇神社につきましては、当時みかんの栽培を大規模に行ったようですが、現在確認してみると3%も残っていない状況です。ほぼ山林化している状態であり、これをもう一度再生し直すのは無理かなと思われまます。あと半分の左側も竹林がかなりひろがり判断しづらい印象です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

〇〇神社所有の畑がかなり多いと思いますが、畑を山林、雑種地に替える場合、名義変更が必要になるとと思いますが、氏子の同意が必要ですか。

事務局

その辺に関しましては、あくまで農業委員会としては、今回〇〇神社所有の農地が現況農地として利用がなされていない状況で、非農地判断を行うことまでで、その後の手続きに農業委員会が介入する必要はないと思います。あくまで氏子さんの件については神社は神社で協議して進めて頂くことになると思います。

議 長

〇〇神社の畑は昭和41年頃、当時の北茂安農協と地元（白石、皿山、白壁、座主野、中原校区の中原）の氏子さんの要望で傾斜地であることから、みかん畑に開墾いたしました。当時、私も消防団員としてこの山を野焼きし開墾しました。そこへ数十名の方々が植樹されましたが、みかん木の成長とともに雑木もしげり、また当時植樹された方々の高齢化にともない一人減り二人減りと現在2名程になっています。みかんの木も20本くらいで手入れもされていません。このような状況下神社の総代さんに山林に戻したらと相談したところ、現在2年更新で使用契約を結んでいる方々に、更新時期でもあることから農業委員会からの非農地通知を提示し解約し山林に戻したいとの意向でした。北茂安農協との契約書もありますが、現在みかん出荷組合もなく本来の山林に戻したが良いのではと思われまます。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

① 農業委員公務災害補償制度について

議 長

10月の総会は、10月 5日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、10月 5日（火）実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査については、9月21日以降に行いますので、該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで9月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番